

英語サークル ingLand 規約

第1条 この団体は「英語サークル ingLand」とする。

第2条 この団体を次の所在地に置く。
大阪府泉南郡熊取町自由が丘1丁目9番8号

第3条 この団体は、泉南地域の英語のレベルを向上させることを目的とする。

第4条 この団体の構成員は、インターネットのメンバー申込書等で加入の申込みを行った者及び第6条に規定する事業に参加する者をもって組織する。

第5条 この団体に次の役員を置く。
代表者 1名
副代表 若干名

第6条 団体は、第3条に規定する目的のため次の事業を行うものとする。
英会話パブ
英会話教室
その他の事業

第7条 諸問題が発生した場合は、臨時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

第8条 活動に必要な資金については、代表者が適正に管理を行い、構成員から求められた場合は速やかに説明するものとする。

第9条 この規約は構成員の過半数の同意をもって改正することができる。

第10条 団体の設立年月日は2015年5月1日とする。

第11条 本規約は2017年6月1日より施行する。